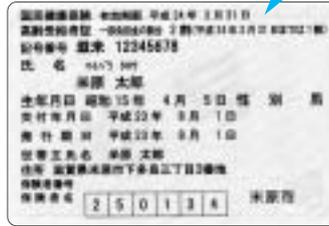


### 保険課からのお知らせ

## 国民健康保険加入の 70歳〜74歳のみなさんへ

### 高齢受給者証の郵送のお知らせ

7月下旬から新しい  
高齢受給者証が  
郵送されます



高年齢受給者証  
8月1日から薄緑(みどり)色

### 高齢受給者証の更新時期に なりました

現在お手持ちの受給者証は7月31日をもって有効期限が切れます。8月1日からお使いいただく高齢受給者証(薄緑色)は、7月下旬頃郵送します。(3月に更新された方も含む)

新しい高齢受給者証が届きましたら、記載事項(住所・氏名・生年月日等)をご確認のうえ、大切に保管してください。

### 医療機関での 一部負担割合について

高齢受給者証をお持ちの方の窓口負担は、1割または、現役並み所得のある方は3割となります。

### 現役並み所得者に 該当する方

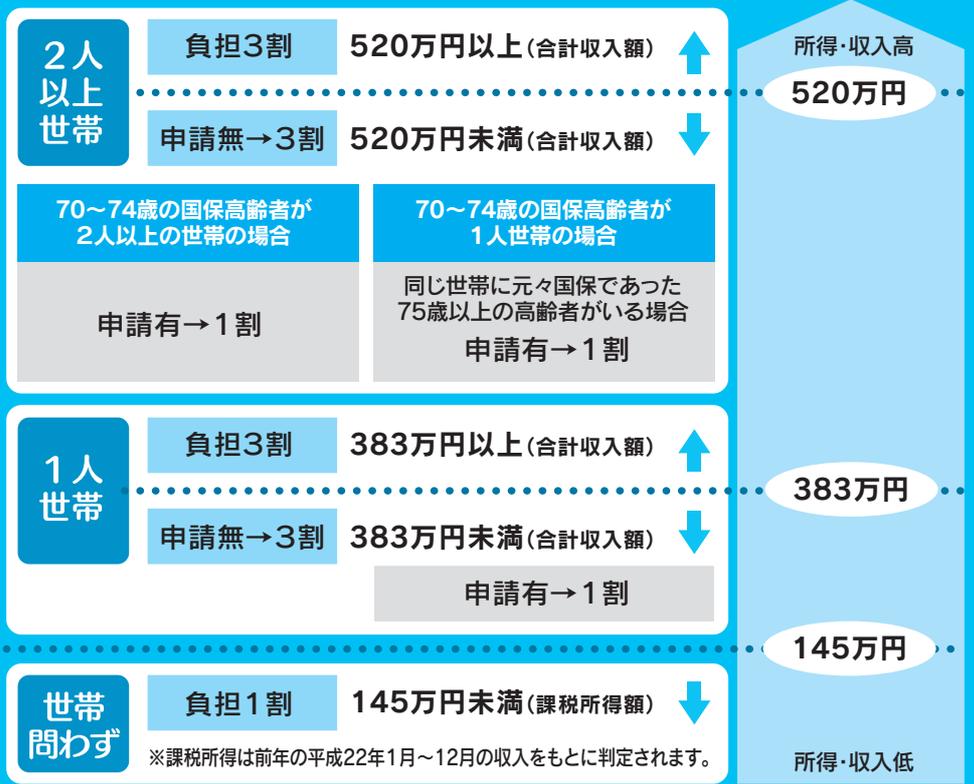
当該年度の市・県民税の課税所得が(所得から各種控除を引いた額)が145万円以上である70歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯に属する方が現役並み所得者となります。こちらの方は一部負担割合が3割となります。(※後期高齢者医療は別の保険制度になります)

### 一部負担割合の見直し 凍結について

医療制度が改正され、4月から一部(1割負担)の70歳以上から74歳の高齢受給者の負担割合が、1割から2割に見直される(3割負担の方はそのまま)予定となっていました。平成24年3月末まで窓口負担割合を1割に据え置く措置が実施されています。

このため、新しい高齢受給者証の一部負担割合の表記が『2割(平成24年3月31日までは1割)』となっています。

### 参考: 所得・収入を基準にした医療負担割合について



3月に  
高齢受給者証を  
更新された方も  
含まれます。



現在お手持ちの  
受給者証は、8  
月1日以降に最  
寄りの行政サー  
ビスセンターま  
たは市役所の窓  
口へ返却してく  
ださい。